

2009年1月14日
株式会社日立製作所
執行役社長 古川一夫
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

日立国際電気株式に対する公開買付けの開始について

安定的な資本関係の構築とシナジー発揮による事業強化をめざし、日立国際電気を連結子会社化

株式会社日立製作所(以下、日立)は、本日、株式会社日立国際電気(執行役社長:長谷川邦夫/コード番号:6756/以下、日立国際電気)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により、議決権の過半数まで追加取得することを決定しましたので、お知らせします。なお、本公開買付け後も引き続き日立国際電気株式の上場を維持する方針のため、買付予定の株券等の数に上限を付しています。

日立では、総合力の強化とグループ運営の効率化などを通じ、安定的な高収益構造の確立をめざしています。今後もお客様との協創やグループシナジーのさらなる追求などによって、既存事業の拡大や新事業の創出を図り、グローバルな成長を加速します。

日立国際電気の連結子会社化により、両社は資本関係を強化させるだけでなく、放送通信融合時代を見据え、両社のもつ通信・映像関連、放送システム事業などに関するノウハウと、無線通信技術、映像処理技術などの先端技術の融合によるイノベーションの実現を図るとともに、日立グループ各社との一層の連携強化により、さらなる飛躍をめざします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

日立は、現在、間接保有分0.86%を合わせて日立国際電気の発行済株式総数の37.98%を保有し、日立国際電気を持分法適用関連会社としていますが、このたび、日立国際電気を連結子会社とすることにより、日立国際電気との間で安定的な資本関係の構築と、日立と日立国際電気のさらなる連携関係の強化を図ることを目的として、本公開買付けを実施します。

本公開買付けは、議決権の過半数を取得することを通じて、日立国際電気の連結子会社化を目的としているため、13,406,000株(発行済株式総数の12.74%)を応募株券等の買付予定数の上限として設定しています。

なお、日立国際電気公表の2009年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の日立国際電気の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされています。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

日立は、主に情報通信システム、電力・産業システムおよびデジタルメディア・民生機器部門において、製品の製造および販売・サービスに携わる総合電機メーカーとして事業を行っています。また、日立ならびに日立の子会社および関連会社からなる日立グループは、これらに加えて、電子デバイス、高機能材料等の各事業分野においても事業を展開しています。

日立は、日立グループのシナジーがより発揮されるよう、グループ内の各事業部門および会社において必要とする技術開発のために日立の研究所を活用し、また、顧客が直面するさまざまな事業課題に対して、より良い解決方法を実現するために、日立グループ内の広範な経験、知見の相互活用を図ること等により、グループ内における技術の共有化を進めて、グループ各社の事業運営の機動性を高めるよう努めてきました。また、グループ各社においては、日立との事業面や業務面でのさまざまな協力関係を保ちつつ、それぞれの製品・サービス分野の特性に応じて、独自の戦略に基づき事業展開を図ってきました。

現在、日立グループでは、安定的な高収益構造を確立するべく、グループの技術・知識・経験・ノウハウを活用したシナジーの創出と海外事業の強化を基本方針として掲げ、グローバル競争に勝ち抜くモノづくり力の強化と製品信頼性の確保、海外事業展開に適した人材の確保・育成、ボリュームディスカウントを通じた調達コスト低減、グループ内の資金効率の向上をはじめとする経営基盤の強化を図っています。

日立の行っている情報ネットワーク事業ならびに交通システムおよび都市システム等の社会基盤および生活基盤事業においても同様にグループの技術・知識・経験・ノウハウを活用したシナジーの創出による経営基盤の強化を図っており、特に同事業分野においては、ユビキタスネットワーク社会や高度セキュリティ社会の実現、あるいは放送と通信との融合等、社会のニーズがますます高度化・複雑化しており、これらのニーズに迅速かつ柔軟に対応することのできる経営基盤を整備することが重要となっています。

一方、日立国際電気は、2000年10月に日立グループにおける無線関連の事業を営む会社の統合を目的として、国際電気株式会社、日立電子株式会社、八木アンテナ株式会社の三社の合併により発足しました。発足以降、日立国際電気は、日立グループの中核企業として、通信・情報システム、放送・映像システム、半導体製造システム事業の3つの事業分野において、日立とさまざまな協力関係を保ちながら独自の戦略に基づき事業展開してきました。日立国際電気は、現在、これらの事業をさらに強化するとともに、新規事業分野における日立グループ内の連携の強化や、先端ITシステムの活用を通じた業務プロセスの改革等に取り組むことを通じて、高収益事業体質の実現を図っています。

日立および日立国際電気は、これまでも日立の情報ネットワーク事業ならびに交通システムおよび都市システム等の社会基盤および生活基盤事業において、日立国際電気が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システムおよび通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきましたが、今後、日立と日立国際電気が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

さらに、昨今の金融市場の混乱を受け、資本調達のコストおよび不確実性が増すなか、日立国際電気が、日立との資本関係を強化することにより、日立の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、安定した財務戦略の立案を可能とすることは、日立国際電気が今後グローバルに事業を展開していく上で重要であるものと考えられます。

こうした状況のなか、日立および日立国際電気は、従来、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、2008年10月頃から、本件について具体的に検討を開始してきました。その結果、日立および日立国際電気は、事業面での一層のシナジー効果の発揮を目的として、日立が日立国際電気の議決権の過半数を取得し連結子会社化し、両社の連携関係をさらに強化することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

具体的には、ユビキタスネットワーク社会や高度セキュリティ社会の実現、あるいは放送と通信との融合等、社会のニーズがますます高度化・複雑化している中で、こうした社会のニーズに応えるための高度かつ複雑なシステム構築を迅速かつ柔軟に実現するためには、日立国際電気の持つデジタル無線通信技術、映像処理技術および放送事業に関するノウハウは、これまで以上に重要な構成要素となっていきます。今後のユビキタスネットワーク社会の発展の中で、デジタル無線と映像との融合を図りながら事業の拡大をめざす日立国際電気と、通信・映像関係で幅広い基盤技術、基幹部品および応用製品を有し、交通システムおよび都市システム等の社会基盤および生活基盤事業に関して高度で大規模なシステム構築力およびソフトウェア開発力を有する日立が連携し、日立グループ全体の経営資源を結集することにより、社会イノベーションの実現というシナジー効果を発揮することができます。

また、日立国際電気の主力事業のうち、半導体製造システム事業については、特に成膜装置の分野で世界各国市場においてトップクラスのシェアを有しており、多くのデバイスメーカーから高い信頼を得ています。今回の日立との連携強化により、今後、日立国際電気の半導体製造システム事業と日立グループの電子デバイス事業との連携を一層推進し、日立グループの産業基盤事業の拡大を図ることが可能となります。

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極(米州、欧州、アジア、中国)体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社および日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、日立および日立国際電気のさらなる飛躍を実現していきます。

日立は、日立国際電気株式の上場を維持し、日立国際電気の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ日立と日立国際電気との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えています。このため、日立は、本公開買付け後において、日立国際電気の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、日立国際電気の役員構成、経営方針および事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、日立は、本公開買付けにより取得する株式を含め、日立国際電気の株式については継続保有する予定です。

(3) 本公開買付け等の後、日立国際電気の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

日立は、日立国際電気を連結子会社とすることを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、日立国際電気の株式を追加で取得することは予定しておりません。ただし、本公開買付けによって十分な株式数を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後、市場買付けを含む適当な方法を直ちに検討の上、実行する予定です。

(4) 本公開買付けの条件の概要

本公開買付けにおける1株当たりの買付価格は、2009年1月13日の東京証券取引所市場第一部における日立国際電気株式の普通取引終値の440円に対して77.3%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値468円(小数点以下四捨五入)に対して66.7%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値441円(小数点以下四捨五入)に対して76.9%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値587円(小数点以下四捨五入)に対して32.9%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

(5) 本公開買付けに関する合意等

上記(1)のとおり、日立国際電気公表の2009年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の日立国際電気の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされています。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立国際電気の取締役のうち、太宰俊吾氏は、日立の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、日立の前取締役であり、現在は日立の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議および決議には参加しておらず、また、日立国際電気の立場において日立との協議・交渉には参加していません。

(6) 上場廃止の有無について

日立国際電気の株式は東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に上場していますが、本公開買付け後も引き続き上場を維持する方針です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	株式会社日立国際電気											
事 業 内 容	通信・情報システム(無線通信システム、情報処理システム)、 放送・映像システム(放送システム、監視システム・画像処理)、 半導体製造システム(半導体製造装置)の製造および販売											
設 立 年 月 日	1949年11月17日											
本 店 所 在 地	東京都千代田区外神田四丁目14番1号											
代表者の役職・氏名	執行役社長 長谷川邦夫											
資 本 金	10,058百万円(2008年9月30日現在)											
大株主および持株比率	<table border="0"> <tr> <td>株式会社日立製作所</td> <td>37.12%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>7.80%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>6.87%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)</td> <td>3.34%</td> </tr> <tr> <td>タム ツー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)</td> <td>1.45%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(2008年9月30日現在)</p>		株式会社日立製作所	37.12%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7.80%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.87%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	3.34%	タム ツー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.45%
株式会社日立製作所	37.12%											
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7.80%											
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.87%											
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	3.34%											
タム ツー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.45%											
買 付 者 と 対 象 者 の 関 係 等	資 本 関 係	日立は間接保有分 0.86%を含め、日立国際電気の発行済株式総数の 37.98%に相当する 39,967,712 株を保有しています(2008年9月30日現在)。										
	人 的 関 係	日立の取締役1名および日立の名誉顧問(前取締役)1名が日立国際電気の取締役に就任しています。										
	取 引 関 係	日立グループのプーリング制度に基づき、日立国際電気から日立に対し資金の預け入れを行っています。										
	関 連 当 事 者 への該当状況	日立国際電気は日立の持分法適用関連会社であり、 関連当事者に該当します。										

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2009年1月26日(月曜日)から2009年3月9日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金780円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

日立は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考にするため、日立および日立国際電気とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下、野村證券)に対し、日立国際電気の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF法)の各手法を用いて日立国際電気の株式価値の算定を行い、日立は野村證券から2009年1月13日に日立国際電気の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された日立国際電気の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	468円から490円
類似会社比較法	634円から725円
DCF法	622円から789円

まず市場株価平均法では、2009年1月9日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立国際電気の普通株式の基準日終値、直近1週間平均および直近の重要事実公表日の翌日である2008年12月25日から基準日までの終値の単純平均値を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を468円から490円までと分析しています。なお、直近の重要事実とは、2008年12月24日に日立国際電気より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」を指しています。

次に類似会社比較法では、日立国際電気と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立国際電気の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を634円から725円までと分析しています。

最後にDCF法では、日立国際電気の事業計画、日立国際電気とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2009年3月期以降の日立国際電気の将来の収益予想に基づき、日立国際電気が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を622円から789円までと分析しています。

日立は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、日立国際電気株式の市場株価動向、日立国際電気による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2009年1月14日の執行役社長の決定によって、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり780円と決定しました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、2009年1月13日の東京証券取引所市場第一部に

おける日立国際電気株式の普通取引終値の440円に対して77.3%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値468円(小数点以下四捨五入)に対して66.7%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値441円(小数点以下四捨五入)に対して76.9%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値587円(小数点以下四捨五入)に対して32.9%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 算定の経緯

日立国際電気は、日立の持分法適用関連会社であり、日立および日立国際電気は、これまでも日立の情報ネットワーク事業ならびに交通システムおよび都市システム等の社会基盤および生活基盤事業において、日立国際電気が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システムおよび通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきましたが、今後、日立と日立国際電気が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

さらに、昨今の金融市場の混乱を受け、資本調達のコストおよび不確実性が増すなか、日立国際電気が、日立との資本関係を強化することにより、日立の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、安定した財務戦略の立案を可能とすることは、日立国際電気が今後グローバルに事業を展開していく上で重要であるものと考えられます。

こうした状況のなか、日立および日立国際電気は、従来、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、2008年10月頃から、本件について具体的に検討を開始してきました。その結果、日立および日立国際電気は、事業面での一層のシナジー効果の発揮を目的として、日立が日立国際電気の議決権の過半数を取得し連結子会社化し、両社の連携関係をさらに強化することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至り、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

日立は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、2008年12月に日立および日立国際電気とは独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーに野村證券を選定して、日立国際電気の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を2009年1月13日に取得しています。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法および DCF 法の各手法を用いて日立国際電気の株式価値算定を行っており、各手法において算定された日立国際電気の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	468円から490円
類似会社比較法	634円から725円
DCF法	622円から789円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

日立は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、日立国際電気株式の市場株価動向、日立国際電気による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2009年1月14日の執行役社長の決定によって、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり780円と決定しました。

一方、日立国際電気公表の2009年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立国際電気は、独立の第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下、みずほ証券)に日立国際電気の株式価値の算定を依頼の上、みずほ証券よりその算定結果に関する報告書を取得するとともに分析結果について説明を受け、また、鳥飼総合法律事務所から必要な法的助言を受けています。上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立国際電気は、これらの内容を参考とし、日立国際電気が日立の連結子会社となることにより生じ得る日立国際電気の事業計画に対する寄与度および日立国際電気の事業発展、企業価値向上の可能性等について慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、2009年1月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立国際電気の取締役のうち、太宰俊吾氏は、日立の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、日立の前取締役であり、現在は日立の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議および決議には参加しておらず、また、日立国際電気の立場において日立との協議・交渉には参加していません。

③ 算定機関との関係

野村證券は、日立の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,406,000 株	— 株	13,406,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(13,406,000 株)以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(13,406,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法(以下、法)第 27 条の 13 第5項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下、府令)第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、日立国際電気は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 日立国際電気が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて、取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	39,056 個	(買付け等前における株券等所有割合 38.65%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	492 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.49%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	13,406 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.47%)
対象者の総株主の議決権の数	101,051 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、2009 年 1 月 14 日現在日立が把握している分の各特別関係者が所有する株券等(ただし、日立国際電気が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注 2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。

(注 3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、日立国際電気が 2008 年 11 月 13 日に提出した第 85 期第 2 四半期報告書に記載された 2008 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数(1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」である 101,051 個に、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された 2008 年 9 月 30 日現在の単元未満株式の総数 1,842,259 株から、同日現在の日立国際電気が保有する単元未満自己株式 693 株を控除した単元未満株式の数 1,841,566 株に係る議決権の数である 1,841 個)を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を 102,892 個として計算しています。

(注 4) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、特別関係者からの応募があった場合には特別関係者による応募株券等の全部の買付けまたはあん分比例による買付けを行うこととなります。かかる買付けを行った場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は 51.47%を下回ることとなります。

(注 5) 「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

10,457 百万円

(注) 買付代金には、買付予定数(13,406,000 株)に 1 株当たりの買付価格(780 円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

2009年3月16日(月曜日)

③ 決済の方法

決済の方法については、確定次第速やかに報告します。

④ 株券等の返還方法

株券等の返還方法については、確定次第速やかに報告します。

(9) その他買付け等の条件および方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(13,406,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(13,406,000株)を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を

下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下、令)第14条第1項第1号イないしリおよびヲないしソ、第3号イないしチ、第4号ならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に日立国際電気が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店または全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、解除書面)を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、日立は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も日立の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4および府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書または関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は日立および公開買付代理人に対し、以下の旨の表明および保証を行うことを求められることがあります。

(i) 応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。

(ii) 本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

(iii) 買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)または米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

(iv) 他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

2009年1月26日(月曜日)

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1.買付け等の目的」を参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが日立グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無および内容

日立と日立国際電気またはその役員との間の合意の有無および内容については、「1.買付け等の目的」を参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

日立国際電気は、2008年11月13日に第85期第2四半期報告書を提出しています。当該報告書に基づき、日立国際電気の連結損益状況等の概要は以下のとおりです。

① 損益の状況

会 計 期 間	第85期第2四半期連結累計期間 (自2008年4月1日 至2008年9月30日)
売 上 高	66,442百万円
売 上 原 価	52,387百万円
販売費及び一般管理費	15,271百万円
営 業 外 収 益	831百万円
営 業 外 費 用	266百万円
四 半 期 純 損 失	△1,007百万円

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

② 1株当たりの状況

会 計 期 間	第85期第2四半期連結累計期間 (自2008年4月1日 至2008年9月30日)
1株当たり四半期純損失	△9.79円
1株当たり配当額	9.00円
1株当たり純資産額	1,044.31円

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-150-082 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～18:00(平日のみ)

(開設期間:2009年1月14日～3月16日)

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 市場における製品需給の変動および価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の高騰
- ・ 製品需給、為替相場変動および原材料価格高騰に対応する当社および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済・社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 当社、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境(特に日本)
- ・ 日本の株式相場変動

<その他の注意事項>

- ・ 本ニュースリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項および同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本ニュースリリースの発表から12時間を経過するまでは、日立国際電気の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本ニュースリリースには、日立国際電気株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ・ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るニュースリリースまたは関連する書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券またはその他同等物の買付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
